

## 平成24・25年度の保険料率が変わりました

後期高齢者医療保険料は、2年ごとに保険料率(均等割額と所得割率)の見直しを行ないます。このたび、熊本県の平成24・25年度の保険料率が次のとおり変わりました。所得が低い人や、被用者保険加入者に扶養されていた人の保険料の軽減措置は、これまでと同様に継続されます。

**均等割額** 47,000円 → **47,900円**      **所得割率** 9.03% → **9.26%**

保険料額(年額) = 均等割額47,900円 + 所得割額{(総所得金額等 - 33万円) × 9.26%}  
 ※上限額は一人あたり年額55万円です。(従来は50万円)

## 平成24年度の保険料額

7月中旬に保険料額決定通知書を送付します。納付方法と金額を必ずご確認ください。保険料の増減などにより、これまでと納付方法が変更になっていることもありますのでご注意ください。

### ●保険料の納付方法

#### 特別徴収(年金からの天引き)

- 年金からあらかじめ差し引かれますので、別途金融機関などで納める必要はありません。
- 事前の申し出により、口座振替に変更することができます。

#### 普通徴収(口座振替または納付書による納付)

- 口座振替は、納期限ごとに行ないます。(ただし、12月は25日となります。)
- 納付書が届いた人は、納期限までに金融機関などで納付をお願いします。(口座振替にするには事前の申し込みが必要です。)

### ●保険料の納期

特別徴収	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期		
差し引き月	4月	6月	8月	10月	12月	2月		
普通徴収	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
納期(振替月)	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月

※保険料の増減があった人や、平成23年度中に75歳になった人・転入した人などは、平成24年度の途中で納付方法が変更になる場合がありますのでご注意ください。

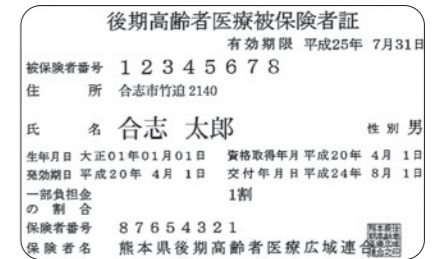
問い合わせ先 高齢者支援課(西合志庁舎) ☎242-1109

## 後期高齢者医療被保険者のみなさんへ

### 「被保険者証」(保険証)を送付します

現在お使いの保険証(水色)の有効期限は7月31日までです。8月から使用できる新しい保険証(黄色)を、7月中旬に簡易書留郵便で送付します。

有効期限の切れた保険証は、市役所・支所に返還するか、各自で破棄してください。



### 医療費の限度額などが軽減されます

住民税非課税世帯の人で「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの人は、窓口での医療費(一部負担金)の限度額や入院時の食事代(標準負担額)が軽減されます。

認定証の取得には申請が必要です。保険証および印かんをご持参のうえ、市役所または各支所までお越しください。

なお、現在「限度額適用・標準負担額減額認定証」(水色)をお持ちで8月1日以降も対象となる人には、新しい認定証(黄色)を保険証と同封して7月中旬に送付します。

### ●一部負担金の限度額(月額)と食事代

	窓口での負担割合	一部負担金の上限額		食事代(1食当り)
		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)	
現役並み所得者(※1)	3割	44,400円	80,100円 + (医療費-267,000円) × 1% ※4	260円
一般	1割	12,000円	44,400円	260円
低所得者Ⅱ(※2)		8,000円	24,600円	210円
低所得者Ⅰ(※3)			15,000円	160円 ※5
				100円

- ※1 同一世帯の被保険者に課税所得が145万円以上の人がある場合。
- ※2 低所得者Ⅱ：世帯の全員が住民税非課税の人で低所得者Ⅰ以外の人。
- ※3 低所得者Ⅰ：世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を8万円として計算)を差し引いたときに0円となる人。
- ※4 過去12カ月以内に外来+入院の限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降は44,400円。
- ※5 すでに低所得者Ⅱの認定を受けている人で過去12カ月以内に90日を超える入院がある場合、申請により食事代が160円になります。

## 残りわずかです! プールに行き健康になるうよ! 事業

### ユープレス弁天プール使用料補助券希望者募集

(1回当たり200円で利用できる補助券50枚を補助します)

次の条件をいずれも満たす人

- 現在、合志市国民健康保険および合志市の後期高齢者医療制度に加入している人で、保険料(保険料)過年度分の滞納のない世帯の人
- 平成24年4月1日時点で50歳以上の人(昭和37年4月1日以前に生まれた人)

ご加入の保険証と印かんをご持参のうえ、

- 国民健康保険加入者は、健康づくり推進課(西合志庁舎)の窓口
  - 後期高齢者医療制度加入者は、高齢者支援課(西合志庁舎)の窓口
- でお申し込みください。受付窓口で申込書記入後、補助券をお渡します。  
 ※補助券がなくなり次第、受付終了となります。

問い合わせ先 健康づくり推進課 健康企画班(西合志庁舎) ☎242-1183 高齢者支援課 高齢者保険班(西合志庁舎) ☎242-1109